

大泉町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業補助金の交付について

大泉町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業補助金に係る交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

介護保険制度上のサービス、障害者福祉制度上のサービス又は福祉サービス利用支援制度を利用するため、民法に定める成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症高齢者等」といいます。）で、成年後見制度の利用に係る費用の負担が困難な者に対し、当該費用の全部又は一部を補助することで、認知症高齢者等の権利擁護を図ることを目的とします。

2 内容

補助対象者	成年後見制度を利用することが有効であると認められる認知症高齢者等で、次のいずれかに該当するものとします。 1 生活保護を受給している世帯に属する者 2 地方税法に規定する市町村民税が課されていない世帯に属する者で、この要項による補助を受けなければ成年後見制度を利用することが困難と認められるもの
補助対象経費	次の経費について補助を行います。 1 町長以外の者の行った成年後見、保佐又は補助の開始の審判の請求（以下「審判請求」といいます。）に要した経費 2 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」といいます。）の報酬
交付金額	補助金の額は、次のとおりとします。 1 町長以外の者の行う審判請求に要する経費についての補助金額は、収入印紙、登録印紙、郵便切手、診断書及び鑑定に要した経費

	<p>2 成年後見人等の報酬についての補助金額は、家庭裁判所が決定した報酬付与額の範囲内において、次に定める額に当該年度において当該報酬を支払った月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、）を乗じて得た額を上限とします。</p> <p>(1) 対象者が自宅に居住している場合 月額 28,000円</p> <p>(2) 対象者が施設に入所している場合 月額 18,000円</p>
--	---

3 交付手続

<p>認定申請の方法</p>	<p>補助を受けようとする者又はその法定代理人は、大泉町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公的年金等の源泉徴収票の写しなど本人の収入状況が分かるもの 2 財産目録等の写しなど本人の資産状況が分かるもの 3 審判請求費用の補助を申込み場合は、領収書の写し 4 成年後見人等への報酬補助を申込み場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 登記事項証明書又は成年後見人等開始の審判決定書謄本の写し (2) 報酬付与の審判書謄本の写し
<p>補助対象事業の認定時期</p>	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業認定（不認定）通知書（様式第2号）により通知します。</p>
<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>認定を受けた事業が終了次第、大泉町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業補助金交付請求書（様式第3号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬付与の審判書謄本の写し※ 2 後見等の活動事務報告書（様式は任意）※ 3 領収書の写し等必要経費の分かるもの

	※ 1と2は、成年後見人等への報酬の補助を申請する場合に添付してください。
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補助金を交付します。
補助金の返還	偽りやその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができます。

4 各種様式

申請書等の様式	<p>1 大泉町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業認定申請書（様式第1号）</p> <p>2 大泉町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業補助金交付請求書（様式第3号）</p> <p>※ 参考</p> <p>1 大泉町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業認定（不認定）通知書（様式第2号）</p>
---------	---

5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から
-----	------------

6 担当部署

大泉町高齢介護課・福祉課	電話 0276(62)2121
--------------	-----------------